

奈良県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十四年四月二十日木戸土地改良区の定款の変更を認可した。

平成二十四年四月二十七日

奈良県知事 荒井正吾